

女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会設置要綱

制定 びネ委第1号

令和元年8月2日

(設置目的)

第1条 女性の活躍推進に向けて、全国の女性首長が一堂に会し、「女性首長によるびじょんネットワーク（以下「びじょネット」という。）」を開催し、経済界の最前線で活躍する全国の女性経営者とともに、女性の視点を取り入れた組織運営や地域活性化策などに関して意見・情報交換を行う。

びじょネットを通じて、女性の活躍推進について共通認識を形成し、社会のあらゆる分野における女性の活躍推進の気運をより一層盛り上げることで、女性が輝く社会の実現を目指していく。

びじょネットの開催に向けて、地方自治体と経済団体が連携し、より効果の高いものとするため、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 要綱、事務規程及び財務規程等の制定及び改廃に関すること
- (2) びじょネットの企画、広報、実施及び関連する契約に関すること
- (3) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (4) びじょネットの実施に係る総括に関すること
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項。

(委員会の構成等)

第3条 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、東京都産業労働局長及び山形県産業労働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、東京都商工会議所連合会（東京商工会議所常務理事）、東京都商工会連合会専務理事及び山形商工会議所専務理事の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表する。
- 5 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係団体等に会議への出席を求めることができる。
- 6 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代行する。
- 7 委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員又は事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

10 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委員会を設置した日から委員会が解散する日までとする。

2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(監 事)

第5条 委員会に監事を置く。

2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。

4 監事は、委員会の収入及び支出の処理が完了した後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、東京都産業労働局商工部長をもって充てる。

4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

(企画選定委員会)

第7条 委員会は、びじょネットの企画・運営を委託する業者を審議し選定するため、女性首長によるびじょんネットワーク企画選定委員会を置く。

(解 散)

第8条 委員会は、びじょネットが終了した後に開催される委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

(事務規程等)

第9条 委員会に係る事務規程及び財務規程については、委員会において定めるものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月2日から施行する。

附 則 (びネ委第12号)

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則 (びネ委第45号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (びネ委第70号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (びネ委第173号)

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則 (びネ委第230号)

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(別表1) 女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会

実行委員会委員	
委員長	東京都産業労働局長
委員長	山形県産業労働部長
副委員長	東京都商工会議所連合会（東京商工会議所常務理事）
副委員長	東京都商工会連合会専務理事
副委員長	山形商工会議所専務理事
委員	東京都産業労働局総務部長
委員	東京都産業労働局商工部長
委員	山形県しあわせ子育て応援部長
委員	日本商工会議所事務局長
委員	全国商工会連合会常務理事

(別表2) 女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会監事

監 事
東京都産業労働局総務部計理課長

(別表3) 女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会事務局

事務局員	
事務局長	東京都産業労働局商工部長
事務局次長	東京都産業労働局商工施策担当部長
	東京都産業労働局働く女性応援担当部長
事務局	東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長
	東京都産業労働局総務部働く女性応援担当課長
	東京都産業労働局商工部調整課職員